

北九保地介 940 号

平成 29 年 7 月 7 日

各介護保険施設・介護サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部

介護保険課長 中山 浩子

災害により被災した要介護高齢者等への対応について（依頼）

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、平成 29 年 7 月 5 日からの大雨による災害により、一部地域において、災害救助法が適用されることとなった旨、厚生労働省から通知がありましたのでお知らせします。

また、災害により被災した世帯の要介護高齢者等については、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた場合等にあつては、災害等による定員超過利用が認められることや、居宅サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法第 50 条または第 60 条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免することなど適切に対応しているところです。

については、通知の趣旨をご理解いただき、手続き等について特段のご配慮をお願いします。

詳細については、添付の関係通知をご参照ください。

<問い合わせ先>

北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課

事業者支援係 担当：岡田、江口

電話 093-582-2771